

特別警報・警報・注意報発表、警戒レベル発令時にかかわる登下校について

1. 児童が登校する以前に、警報(すべての)が発表又は警戒レベル3以上が発令されている場合

- ①すべて解除されるまで、家庭で待機します。
 - ②始業時刻の1時間前(午前7時15分)までに解除された場合は、平常通り授業を開始します。
 - ③始業時刻の1時間前から正午まで(午前中)に解除された場合は、解除後1時間たってから授業を開始します。安全を確かめて間に合うように登校させてください。午前授業とするか、昼食をどうするか等の指示は、状況に応じてお知らせします。オンライン授業や休業とする場合もあります。
 - ④正午までに解除されていない場合は、学校を休業とします。
 - ⑤土曜日等の午前中のみ教育活動については、始業時刻に発令されている場合は学校を休業とします。
- ※②③の場合において、通学路が危険な場合や自家の被害が著しい場合は、休業とすることがあります。

※岐阜市教育委員会による給食カット、気象庁や岐阜地方気象台等による警報及び警戒レベル3以上の解除の見通しをもとに、上記に限らず判断する場合は、スマート連絡帳でお知らせします。

2. 児童が登校してから強風注意報・暴風警報が発表又は警戒レベル3以上が発令された場合(台風接近時)

- ①強風注意報発表時等の気象状況(台風の中心位置・規模・進行速度・方向等)や道路・交通の状況等を判断して、安全に帰宅できる場合、授業を中止し、下校します。安全に下校できるよう職員が見届けるなどの措置を取り、家庭に連絡します。
 - ②暴風警報発表時等の気象状況(台風の中心位置・規模・進行速度・方向等)や道路・交通の状況、通学距離等を判断して、校内の安全な場所で待機させ、保護者に引き渡します。安全を確かめて、迎えに来てください。引き渡し訓練等で方法を周知します。
 - ③警戒レベル4以上発令時はいかなる方法でも下校せず、校内等の安全な場所で待機します。
- ※ただし、保護者の迎えにみえた場合は、相談の上、引き渡すこともあります。

※登校を見合わせる場合や、授業を中止して下校する場合、帰宅状況を確認する場合、保護者に引き渡しを実施する場合など、緊急の対応をする場合は、スマート連絡帳等で家庭に連絡します。いつでも受信できるようにしておいてください。また、児童の帰宅や引き渡しを想定した対応をご準備ください。

※警報発表・警戒レベル3以上発令及び発表・発令が予想される場合には、給食が提供できない場合があります。また、時間を早めて簡易給食(パン・牛乳)にしたり、給食を食わずに下校したりする場合があります。

3. 児童が登校してから警報(大雨・洪水・大雪等)・記録的短時間大雨情報が発表又は警戒レベル3以上が発令された場合

- ①発表時又は発令時の気象状況や道路・交通の状況、通学距離等を判断して、状況に応じ次の措置を取ります。
A 児童を安全に帰宅させ得ると認められる場合、授業を速やかに中止して下校します。
B 安全が十分に確保できない場合は、校内等の最も安全な場所で待機し、保護者に引き渡します。
 - ②警戒レベル4発令時は、原則いかなる方法でも下校せず、校内の最も安全な場所で待機します。
- ※ただし、保護者の迎えにみえた場合は、相談の上、引き渡すこともあります。
- ③警戒レベル5発令時は、原則いかなる方法でも下校せず、校内の最も安全な場所で待機します。

4. 特別警報(市全域に大規模な災害発生が予想される)全国瞬時警報システム(Jアラート)が発表された場合

- ①特別警報等が発表されたら、「自宅待機」「学校待機」「避難所への避難」などの児童の安全を最優先した措置をとります。ただし、保護者が迎えに来た場合は、保護者と相談の上、引き渡すことがあります。

5. お願い

- ①注意報や警報の発表時に学校への電話の問い合わせは、重要な連絡が取りにくくなりますのでご遠慮ください。
- ②地域の被害状況など、登下校の安全にかかわる情報提供にご協力ください。